

## 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定 公募要領

宮城県では、東日本大震災により被災された中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出を支援するため、「平成26年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を実施することとしており、その補助金の交付を受けるために必要となる「復興事業計画」について、以下のとおり公募を行います。

### 1 事業の目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

### 2 公募の要件

申請ができる者は、複数の中小企業者等から“構成”される集団で、下記のいずれかの“機能”を有するグループ（以下、「中小企業等グループ」という。）となります。

また、中小企業等グループの構成員が補助金を受けようとする場合は、その構成員の事業所等が、特定被災区域であって、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町村（以下「津波浸水地域」という。）に所在していることが要件となります。

なお、大企業（みなし大企業を含む）及び事業所等が津波浸水地域に所在していない中小企業者等については、これまでと同様にグループ構成員としての参画は可能ですが、補助金交付の対象とはなりません。

※ 「特定被災区域」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域で宮城県は全域が区域に指定されています。

※ 宮城県における津波浸水地域とは、次の17市区町の全域です。

仙台市宮城野区・若林区・太白区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

#### (1) サプライチェーン型

①から③の全てに当てはまっていること。

① 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。

② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

ア 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。

イ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること。

#### (2) 経済・雇用効果大型

①から③の全てに当てはまっていること。

① 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。

② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

ア 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。

イ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること。

### (3) 地域に重要な企業集積型

①から③の全てに当てはまっていること。

- ① 県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
- ② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
  - ア 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
  - イ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること。

### (4) 水産（食品）加工業型

①から③の全てに当てはまっていること。

- ① 地域資源（農林水産資源）を活用する産業群であって、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること、又は、県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
- ② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
  - ア 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
  - イ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること。

### (5) 商店街型

①から③の全てに当てはまっていること。

- ① 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
  - ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能及び商店街としての規模を有し、地域コミュニティの担い手であることが必要。
  - イ 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高い地域(商圏)内で最も中心的な商店街であると認められることが必要。
  - ウ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高く市町村のまちづくり計画を踏まえた復興事業計画であることが必要。
- ② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること。

## 3 計画の事業期間

原則として、平成27年3月31日までとします。

なお、補助事業の対象経費は、平成26年度までに完了するものが対象となります。ただし、平成26年度までに補助事業を完了することができない場合には、平成27年度まで、その事業を繰り越すことができる場合があります。

#### 4 補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な「施設及び設備の復旧・整備に要する経費」並びに「商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費（商店街型のみ）」となります。

また、平成25年度からは、補助金交付決定日以降に新たに着工・実施する施設・設備の復旧・整備等のみが対象となり、交付決定日前に着工・実施している施設・設備の復旧・整備等については対象となりませんので、ご注意願います。

※ 「着工・実施」とは、施設にあつては契約締結、設備にあつては発注を指します。

##### 【交付対象経費】

##### 〈サプライチェーン型、経済・雇用効果大型、地域に重要な企業集積型、水産（食品）加工業型〉

| 区分 | 内容   |
|----|--|
| 施設 | 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 |
| 設備 | 復興事業に係る事業の用に供する設備であつて、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの                       |

注) 上記の施設及び設備の復旧又は整備に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費（現地再建に限る。）、整地・排土費を含む。

##### 〈商店街型〉

| 区分              | 内容   |
|-----------------|--|
| 施設              | 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 |
| 設備              | 復興事業に係る事業の用に供する設備であつて、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの                       |
| 商業機能の復旧促進のための事業 | 共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費      |
| 賑わい創出のための事業     | 謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費      |

注) 上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費（現地再建に限る。）、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

なお、普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外となります。

また、商店街型において、環境整備（コミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費）及び賑わい創出のためのイベント費は、共同店舗の新設、街区の再配置に付随する場合に補助対象となります。

#### 5 復興事業計画認定の評価の方法及び評価のポイント

計画認定は、申請者から提出された復興事業計画について、有識者を加えた復興事業計画評価委員会により評価し、予算の範囲内において、県が認定します。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、認定されない場合がありますので、ご了承願います。

なお、評価は、次の点を中心に行います。

##### 【事業計画全体における評価のポイント】

##### (1) グループの特徴

県内におけるグループの役割や重要性 等

（地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割等）

(2) **グループの各構成員**

グループ内における県内中小企業の役割や参画割合、県内中小企業への効果等  
(県内中小企業の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業への効果等)

(3) **被害の状況**

施設や設備の被害の程度等  
(震災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響等)

(4) **復興計画の内容**

復興に向けた計画の発展可能性、必要な実施体制の構築状況等  
(新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進等グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果等)

(5) **施設・設備の復旧整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業の内容**

計画に該当する施設や設備の復旧・整備の必要性等  
(グループの復興に必要で合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築等)

(6) **収支計画の内容**

事業内容と収支計画の整合性等  
(事業内容と収支計画の整合性、自己資金の調達の確実性等)

【グループ機能毎の評価のポイント】

(1) **サプライチェーン型**

グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度等  
(サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品、技術、サービス内容等)

(2) **経済・雇用効果大型**

県内の経済・雇用への貢献度等  
(県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数等)

(3) **地域に重要な企業集積型**

県内の一定の地域内における産業の集積度及び復興・雇用維持への貢献度等  
【集積度】(地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等)  
【地域貢献度】(グループの事業者数、売上高、雇用者数等)

(4) **水産(食品)加工業型**

グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度  
(サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品、技術、サービス内容)  
県内の一定の地域内における産業の集積度及び復興・雇用維持への貢献度等  
【集積度】(地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等)  
【地域貢献度】(グループの事業者数、売上高、雇用者数等)

(5) **商店街型**

地域における社会的機能・中心的商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性等  
(地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ等)

**6 復興事業計画の認定を受けた際に交付申請をすることができる補助金の率**

補助対象経費の3/4以内

## 7 スケジュール

|                  |   |
|------------------|---|
| 特別相談期間           | 平成26年7月28日（月）から平成26年8月8日（金）まで<br>※随時申請に関するご相談に応じますが、公募期間中に特別相談期間を設定します。ご希望の場合は、電話で事前に予約ください。  |
| 特別相談会            | 【石巻】<br>日程：平成26年8月7日（木）<br>午前11時から午後5時まで<br>会場：宮城県石巻合同庁舎 別棟104会議室<br>（石巻市東中里1丁目4-32）<br>【気仙沼】<br>日程：平成26年8月6日（水）<br>午後1時から午後5時まで<br>会場：宮城県気仙沼合同庁舎 会議室4（気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6）<br>※相談をご希望の場合は各担当課まで事前に予約下さい。 |
| 公募期間             | 平成26年7月31日（木）から平成26年9月4日（木）まで   |
| 復興事業計画の募集締切      | 平成26年9月4日（木）午後5時（必着）<br>【中小企業等グループ→県】   |
| 計画認定通知<br>【予定】   | 平成26年10月上旬<br>【県→中小企業等グループ/グループ構成員】   |
| 補助金交付決定日<br>【予定】 | 平成26年10月下旬<br>【県→グループ構成員】   |

※「計画認定通知」及び「補助金交付決定日」のスケジュールは、あくまで【予定】です。必ずしも、このスケジュールをお約束するものではありません。

## 8 提出期限等

### (1) 提出期限

平成26年9月4日（木）午後5時 必着

※上記提出期限を過ぎての提出は、いかなる理由があっても受付できません。

### (2) 提出書類

- ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書（様式第1号）
- ②中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書（別紙1）
- ③事業者別復興事業計画書（別紙2）※構成員ごとに作成。補助金交付申請を行わない構成員は不要。④⑤について同様。
- ④経営状況表（別紙3）
- ⑤罹災証明書の写し ※取得済の場合。無い場合は被害状況の分かる資料・写真等。
- ⑥会社案内等のパンフレット ※全てのグループ構成員について提出。提出困難な場合は省略可。
- ⑦所在市町の同意書（任意様式）※商店街型で「商業機能の復旧促進のための事業」を行う場合にグループに対する同意書を提出。

### (3) 提出部数

1部

### (4) 提出先（郵送先）及び問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県庁

| グループ類型          | 提出先（宛先）                 |
|-----------------|-------------------------|
| (1) サプライチェーン型   | 経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班 |
| (2) 経済・雇用効果大型   | 【電話 022 (211) 2765】     |
| (3) 地域に重要な企業集積型 | 【電話 022 (211) 3273】     |
| (4) 水産（食品）加工業型  | 農林水産部 水産業振興課 流通加工班      |
|                 | 【電話 022 (211) 2931】     |
| (5) 商店街型        | 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班   |
|                 | 【電話 022 (211) 2746】     |

## 9 注意事項

復興事業計画の認定を受けた際に、補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。復興事業計画の認定に加え、下記の要件を満たさなければ、認定を受けた事業計画に参画した事業者であっても、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意願います。

- 原則として、県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であって、被災時において津波浸水地域に事業所等が所在していたこと

【復興事業計画認定後の補助金交付申請時に定款や登記事項証明書の提出を求めます】

- 原則として、補助事業の対象となる施設、設備、共同店舗及び環境整備を県内の津波浸水地域において復旧・整備すること
- 商店街型の「商業機能の復旧促進のための事業」については、所在市町の同意を得ており、地権調整等の目処が立っていること。
- 県税に未納がないこと

【復興事業計画認定後の補助金交付申請時に納税証明書の提出を求めます】

- 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

【復興事業計画認定後の補助金交付申請時に誓約書、役員名簿等の提出を求めます】

- ※ 復興事業計画の認定は、必ずしも、補助金交付を約束するものではありませんので、ご注意願います。
- ※ 補助金交付申請時には、上記以外にも資料の提出を求められることがあります。

## 10 参考

### (1) 中小企業者の定義

| 業 種  | 従業員規模 ・ 資本金規模         |
|--|-----------------------|
| 製造業・その他の業種                                     | 300人 以下 又は 3億円 以下     |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人 以下 又は 3億円 以下     |
| 卸売業  | 100人 以下 又は 1億円 以下     |
| 小売業  | 50人 以下 又は 5,000万円 以下  |
| サービス業  | 100人 以下 又は 5,000万円 以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業                             | 300人 以下 又は 3億円 以下     |
| 旅館業  | 200人 以下 又は 5,000万円 以下 |

### (2) みなし大企業の定義

- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者